

# 山口県報

平成25年  
3月29日  
(金曜日)

## 目 次

規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

### 山口県規則第二十八号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

「目次中、「総合政策部」を、「総合企画部」に、

「第三目 スポーツ交流まちづくり拠点施設(第三十五条の二―第三十五条の四)」

「第四目 美術館(第三十五条の五―第三十五条の九)」

「第五目 県民文化ホール(第三十五条の十一―第三十五条の十二)」

「第六目 芸術村(第三十五条の十三―第三十五条の十五)」

「第七目 県民芸術文化ホール(第三十五条の十六―第三十五条の十八)」

「第三款 地域振興部に属する出先機関

「第一目 県民局(第三十六条―第四十一条)」

を

「第二目 国際総合センター(第四十二条・第四十三条)」

「第三目 県民局(第三十五条の二―第三十五条の四)」

「第四目 スポーツ交流まちづくり拠点施設(第三十五条の五―第三十五条の七)」

「第五目 美術館(第三十五条の八―第三十五条の十二)」

「第六目 県民文化ホール(第三十五条の十三―第三十五条の十五)」

「第七目 芸術村(第三十五条の十六―第三十五条の十八)」

「第八目 県民芸術文化ホール(第三十五条の十九―第三十五条の二十一)」

「第三款 削除

「第八目 衛生看護学院(第五十九条の八・第五十九条の九)」を、「第八目 削除」に、「第七十二条」を、「第七十二条」に、

「第三目 職業能力開発校(第七十二条―第七十五条)」を

「第三目 国際総合センター(第七十二条―第七十五条)」を

「第四目 職業能力開発校(第七十二条―第七十五条)」に、「第四目 若者就

職支援センター」を、「第五目 若者就職支援センター」に改め、

「第七目 宇部小野田湾岸道路建設事務所(第二百六十九条の六―第二百六十九条の十)」

「第八目 削除

を削り、「第九目 山口きらら博記念公園管理事務所」を、「第七目 山口きらら博記念

公園管理事務所」に、「第十目 ダム管理事務所」を、「第八目 ダム管理事務所」に、

「第十一目 山口宇部空港事務所」を、「第九目 山口宇部空港事務所」に改める。

「第八条第一項中、「これらの課」の下に、「及び室(産業戦略部にあつては、部)」を加え、同項の表総務部の部に次のように加える。

財政課	
秘書課	

「第八条第一項の表総合政策部の部中、「総合政策部」を、「総合企画部」に改め、同部財政課の項を削り、同部秘書課の項を次のように改める。

地域政策課	地域企画班 土地・水資源対策班
中山間地域づくり推進課	地域づくり班 交流推進班

市町課	調整班 行政班 財政班 地方債・公営企業班 税政班
情報企画課	調整班 情報政策班 電子県庁支援班
国際課	

第八条第一項の表地域振興部の部を次のように改める。

部略戦業産	総務調整班 企画推進班 産業インフラ班 首都圏調整班
-------	-------------------------------------

第八条第一項の表健康福祉部の部地域医療推進室の項中「医療企画班」を「医療企画班 医療対策班」に改め、同部長寿社会課の項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進室	
------------	--

第八条第一項の表商工労働部の部経営金融課の項の次に次のように加える。

観光振興課	地域ブランド推進班 魅力発信班 おいでませ山口班
交通政策課	地域交通班 空港利用促進班

第八条第一項の表農林水産部の部農林水産政策課の項中「農山漁村・むらおこし推進班」を「女性企業育成班 資源活用推進班」に改め、同部団体指導室の項から農業振興課の項までを次のように改める。

団体指導室	共済班 指導検査班 農地班
企画流通課	市場・金融班 流通政策班 新事業創出班
農業振興課	調整班 農産班 園芸振興班 農業技術班 経営体育成班

第八条第一項の表農林水産部の部農村整備課の項中「換地金融班」を「改良区指導班」に改め、同部森林企画課の項を次のように改める。

森林企画課	林業振興班 林業企画班 事業体支援班
-------	--------------------------

第八条第一項の表農林水産部の部全国植樹祭推進室の項を削り、同部水産振興課の項中「資源管理班 経営普及班」を「経営体育成班 生産振興班」に改める。

第九条第一項の表総務部の部給与厚生課の項第六号中「及び子ども手当」を削り、同部に次のように加える。

課書秘	知事及び副知事の秘書に関すること。
課政財	一 県財政の計画及び調査に関すること。 二 予算の編成及び執行に関すること。 三 県債に関すること。 四 県の地方交付税に関すること。 五 基金に関すること。 六 県議会に関すること。 七 当せん金付証券の発売に関すること。

第九条第一項の表総合政策部の部中「総合政策部」を「総合企画部」に改め、同部財政課の項を削り、同部秘書課の項を次のように改める。

町市	一 市町その他公共団体の行政、財政及び税政に関すること。 二 行政書士に関すること。 三 市町に関する国、県その他公共団体の事務で他の課の主管に
課進推りくづ域地間山中	中山間地域等の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
課策政域地	一 地域振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 二 地域開発計画の調整及び推進に関すること。 三 市町合併及び中核都市形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 四 土地及び水資源の活用に関する企画及び調整に関すること。 五 県民局及び地域行政連絡協議会に関すること。

課 画 企 報 情	課 際 国	課
一 情報システムの企画及び総合調整に関すること。 二 電子計算機による情報処理に関すること。 三 高度情報化の推進に関すること。 四 電子県庁の推進及び調整に関すること。	一 国際交流に関する事業の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。 二 国際交流に関する情報の収集及び提供に関すること。 三 東アジア地域との交流に関すること。 四 国際協力及び在外県人会に関すること。	属しない事項に関すること。

第九条第一項の表地域振興部の部を削り、同表健康福祉部の部医務保険課の項第八号中「衛生看護学院及び」を削り、同部長寿社会課の項の次に次のように加える。

室進推クツピンりんね
全国健康福祉祭の推進に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部こども未来課の項第五号中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改め、同表商工労働部の部商政課の項第一号中「商工業」の下に「、観光」を加え、同部新産業振興課の項中第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 国際総合センターに関すること。

第九条第一項の表商工労働部の部新産業振興課の項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 貿易の振興に関すること。

第九条第一項の表商工労働部の部企業立地推進室の項第四号を削り、同部経営金融課の項の次に次のように加える。

興 振 光 観	興 振 光 観
一 観光振興に係る施策の企画及び調整に関すること。 二 旅行者の登録、監督及び指導に関すること。 三 観光客の誘致及び宣伝に関すること。 四 観光施設及び観光資源に関すること。	一 観光振興に係る施策の企画及び調整に関すること。 二 旅行者の登録、監督及び指導に関すること。 三 観光客の誘致及び宣伝に関すること。 四 観光施設及び観光資源に関すること。

課 策 政 通 交	課
鉄道、海運、バス、航空その他交通運輸に係る施策の企画及び調整に関すること。	五 物産の振興に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部農林水産政策課の項第二号中「農山漁村女性及び村興し」を「農山漁村の女性及び地域活動」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 農林水産系バイオマス及び農山漁村の再生可能エネルギーに係る施策の企画調整及び推進に関すること。

四 農林事務所、水産振興局、水産事務所及び農林総合技術センターに関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部農林水産政策課の項第五号を削り、同部団体指導室の項を次のように改める。

室 導 指 体 団
一 農業協同組合、農業共済組合、森林組合、水産業協同組合及び漁業共済組合の指導及び監督に関すること。 二 農業振興地域の整備に関すること。 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関すること。 四 農地に係る訴訟及び調停に関すること。 五 農業会議及び農業委員会に関すること。 六 国有農地等に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部流通企画室の項中「流通企画室」を「企画流通課」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「畜産物」の下に「、林産物」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 農林水産業に関する金融及び信用基金に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部農業経営課の項を削り、同部農業振興課の項第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四 経営構造対策事業の総括及び連絡調整に関すること。

十五 中山間地域等直接支払制度の総括及び連絡調整に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部農業振興課の項に次の四号を加える。

十六 農業生産組織に関すること。

十七 農業の担い手の育成及び指導に関すること。

十八 農業経営基盤強化に関すること。

十九 農業大学校、病害虫防除所及びフラワーランドに関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部森林企画課の項第二号中「森林施設計画」を「森林経営計画」に改め、同項中第六号から第十号までを削り、第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

三 県民税事業の企画に関すること。

四 林産物の生産に関すること。

五 森林の流域管理システムの推進に関すること。

六 入会林野等の整備事業に関すること。

七 林業事業体及び人材の育成に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部森林企画課の項第十一号及び第十二号並びに全国植樹祭推進室の項を削り、同部水産振興課の項第一号から第六号までを次のように改める。

一 下関漁港地方卸売市場に関すること。

二 水産業技術及び経営の改良及びその普及指導に関すること。

三 漁業後継者の育成及び指導に関すること。

四 養殖業に関すること。

五 資源回復計画、栽培漁業及び漁場環境の保全に関すること。

六 内水面漁業の振興に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部水産振興課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表土木建築部の部監理課の項第九号中「総合開発事務所及び宇部小野田湾岸道路建設事務所」を「及び総合開発事務所」に改め、同部建築指導課の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 低炭素建築物に係る計画の認定等に関すること。

第十条中「課長が」を「課長又は室長（産業戦略部にあつては、部次長）が」に、「課長は」を「当該課長又は室長は」に改める。

第十二条第一項の表部の項中「又は局長」及び「又は同次長」を削り、同条第三項の表部の項中「企画監」を「企画監 調整監 主幹 主査 主任 主任主事 主任技師」に改める。

第三章第一節第二款の款名中「総合政策部」を「総合企画部」に改める。

第三章第一節第七目中第三十五条の十八を第三十五条の二十一とし、第三十五条の十七を第三十五条の二十とし、第三十五条の十六を第三十五条の十九とし、同目を同条第八目とする。

第三章第一節第六目中第三十五条の十五を第三十五条の十八とし、第三十五条

の十四を第三十五条の十七とし、第三十五条の十三を第三十五条の十六とし、同目を同条第七目とする。

第三章第一節第五目中第三十五条の十二を第三十五条の十五とし、第三十五条の十一を第三十五条の十四とし、第三十五条の十を第三十五条の十三とし、同目を同条第六目とする。

第三章第一節第四目中第三十五条の九を第三十五条の十二とし、第三十五条の八を第三十五条の十一とする。

第三十五条の七第一項の表学芸課の項中「第三十五条の九第一号」を「第三十五条の十二第一号」に改め、同表普及課の項中「第三十五条の九第二号」を「第三十五条の十二第二号」に改め、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の六を第三十五条の九とし、第三十五条の五を第三十五条の八とし、第三章第一節第二款第四目を同条第五目とする。

第三章第一節第三款第三目中第三十五条の四を第三十五条の七とし、第三十五条の三を第三十五条の六とし、第三十五条の二を第三十五条の五とし、同目を同条第四目とし、同条第二目の次に次の一目を加える。

第三目 県民局

(設置)  
第三十五条の二 地域における出先機関相互の連絡調整及び市町との連絡調整を行うとともに、県民生活に係る各種相談業務等を実施し、もつて県行政の総合的な推進及び地域の振興を図るため、県民局を置く。

(名称、位置及び所管区域)  
第三十五条の三 県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山口県岩国県民局	岩国市	岩国市 玖珂郡
山口県柳井県民局	柳井市	柳井市 大島郡 熊毛郡
山口県周南県民局	周南市	下松市 光市 周南市
山口県山口県民局	山口市	山口市 防府市
山口県宇部県民局	宇部市	宇部市 美祿市 山陽小野田市

山口県下関県民局	下関市	下関市
山口県萩県民局	萩市	萩市 長門市 阿武郡

(所掌事務)

第三十五条の四 県民局の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 出先機関相互の連絡調整に関する事。
- 二 地域振興に関する事。
- 三 防災対策に関する事。
- 四 広報及び広聴に関する事。
- 五 労働及び雇用対策に関する事。
- 六 県民活動の推進に関する事。
- 七 その他県民生活に関する事。

第三章第一節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第三十六条から第四十三条まで 削除

第四十七条の十一の表山口県若国健康福祉センターの項中「環境指導班 廃棄物対策班」を「廃棄物・環境指導班」に改め、同表山口県柳井健康福祉センターの項中「環境衛生薬事班」を「環境薬事班」に改め、「環境指導班」を削り、同表山口県周南健康福祉センターの項中「環境指導班 廃棄物対策班」を「廃棄物・環境指導班」に改め、同表山口県山口健康福祉センターの項中「環境指導班」を「廃棄物・環境指導班」に改める。

第五十一条の三の表山口県若国環境保健所の項中「環境指導班 廃棄物対策班」を「廃棄物・環境指導班」に改め、同表山口県柳井環境保健所の項中「環境衛生薬事班」を「環境薬事班」に改め、「環境指導班」を削り、同表山口県周南環境保健所の項中「環境指導班 廃棄物対策班」を「廃棄物・環境指導班」に改め、同表山口県山口環境保健所の項中「環境指導班」を「廃棄物・環境指導班」に改める。

第三章第一節第五款第八目を次のように改める。

第八目 削除

第五十九条の八及び第五十九条の九 削除

第五十九条の十中「山口県立衛生看護学院等条例」を「山口県立萩看護学校条例（昭和四十五年山口県条例第六十号）」に改める。

第八十三条第一号中「知的障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同条第四号及び第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律」に改める。

第八十六条第一号を次のように改める。

一 障害者支援施設等への入所等の措置に係る市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関する事。

第八十六条第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「及び第七十四条第一項」を、「第七十四条第一項及び第七十六条第三項」に改め、同条第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第九十条の表相談判定課の項第六号中「手話奉仕員等」を「点訳奉仕員等」に改める。

第九十九条第二号を次のように改める。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第六号に規定する意思疎通支援を行う者の養成及び派遣に関する事。

第三章第一節第六款中第四目を第五目とし、第三目を第四目とする。

第四百四十五条の次に次の目名を付する。

第三目 国際総合センター

第四百四十六条から第七十二条までを次のように改める。

(名称及び位置)

第四百四十六条 山口県国際総合センター条例（平成八年山口県条例第一号）第一条の規定により設置された国際総合センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
山口県	国際総合センター	下	関市

(指定管理者による管理)

第四百四十七条 国際総合センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 山口県国際総合センター条例第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- 二 山口県国際総合センター条例第四条の許可をすること。
- 三 山口県国際総合センター条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 四 施設及び設備の維持管理に関する事。

第四百四十八条から第七十二条まで 削除

第七十八条の表森林部の項第九号中「森林施設計画」を「森林経営計画」に改め、同項第十三号中「林業構造改善事業」を「林業施設の整備」に改める。

第八十条の表漁港市場課の項中「漁港管理班 市場班」を削る。

第三章第一節第八款中第七目及び第八目を削り、第九目を第七目とし、第十目を第八目とし、第十一目を第九目とする。

第二百九十七条第二項の表中「衛生看護学院」を「秋看護学校」に改める。

に改める。

第三百一条第二号の表中「地域振興部」を「総合企画部」に改め、同条第二号イの表中「総合政策部」を「総合企画部」に、「流通企画室」を「企画流通課」に改め、同号口(1)の表中

山口県観光審議会	観光事業に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務	観光交流課	地域振興部
----------	-------------------------------	-------	-------

を削り、

山口県商工業振興対策審議会	商工業の振興に係る総合的施策についての調査及び審議に関する事務	商政課	労働部
---------------	---------------------------------	-----	-----

を

山口県商工業振興対策審議会	商工業の振興に係る総合的施策についての調査及び審議に関する事務	商政課	労働部
山口県観光審議会	観光事業に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務	観光交流課	労働部

に改め、同号

口(2)の表中「総合政策部」を「総合企画部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。